| チェック | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | | | | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護） | 居宅介護 | 重度訪問介護 | 同行援護 | 行動援護 |
| **第1　基本方針（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** | | | | | | | |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | ⑴　利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定居宅介護等の提供に努めているか。 | 第10条第2項 | | | |  |
| 適・否 | ⑵　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 第10条第3項 | | | | ・発令簿 ・事務分掌 ・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状  ・委員会の記録 ・研修計画  ・研修資料等 ・研修報告書等  ・研修受講修了証明書 ・研修会開催記録  ・倫理綱領、行動指針 ・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | ⑶　事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第10条第4項 | | | |  |
| 適・否 | ⑷　居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | 第11条第1項 | － | － | － |  |
| 適・否 | ⑸　重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅又はこれに相当する場所として法第5条第3項の厚生労働省令で定める場所において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | － | 第11条第2項 | － | － |
| 適・否 | ⑹　同行援護の事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | － | － | 第11条第3項 | － |
| 適・否 | ⑺　行動援護の事業は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | － | － | - | 第11条第4項 |
| **第2　人員に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** | | | | | | | |
| 適・否 | 1 従業者の員数 | 事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。  　また、資格を有しているか。  ※　同行援護及び行動援護については、実務経験を有しているか。 | 第12条第1項 | 第14条第1項 （第12条第1項準用) | 第14条第2項 （第12条第1項準用) | 第14条第3項 （第12条第1項準用) | ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表  ・出勤状況に関する書類等  ・発令簿又は辞令 ・資格等を証明する書類 ・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 2 サービス提供責任者 | 事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護等の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。  ただし、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。 | 第12条第2項 第12条第3項 | 第14条第1項 （第12条第2項及び第3項準用) | 第14条第2項 （第12条第2項及び第3項準用) | 第14条第3項 （第12条第2項及び第3項準用) |
| 適・否 | 3 管理者 | 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 第13条 | 第14条第1項 （第13条準用) | 第14条第2項 （第13条準用) | 第14条第3項 （第13条準用) |
| **第3　設備に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** | | | | | | | |
| 適・否 | 設備、備品等 | 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護等の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。 | 第15条第1項 | 第15条第2項 （同条第1項準用) | | | ・事業所の平面図 ・設備、備品台帳 |
| **第4　運営に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** | | | | | | | |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | ⑴　支給決定障害者等が指定居宅介護等の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  ※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。  運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第16条第1項 | 第50条第1項 （第16条第1項準用） | 第50条第2項 （第16条第1項準用） | | ・利用申込書 ・申込時の説明書類 ・同意に係る書類 ・運営規程  ・利用契約書  ・重要事項説明書 |
| 適・否 | ⑵　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  ※　交付すべき書面に記載すべき内容  経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定居宅介護等の内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第16条第2項 | 第50条第1項 （第16条第2項準用） | 第50条第2項 （第16条第2項準用） | |
| 適・否 | 2 契約支給量の報告等 | ⑴　指定居宅介護等を提供するときは、当該指定居宅介護等の内容、契約支給量その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。 | 第17条第1項 | 第50条第1項 （第17条第1項準用） | 第50条第2項 （第17条第1項準用） | | ・受給者証写し |
| 適・否 | ⑵　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。 | 第17条第2項 | 第50条第1項（第17条第2項準用） | 第50条第2項（第17条第2項準用） | |
| 適・否 | ⑶　利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。 | 第17条第3項 | 第50条第1項 （第17条第3項準用） | 第50条第2項 （第17条第3項準用） | | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | ⑷　受給者証記載事項に変更があった場合に、⑴から⑶までに準じて取り扱っているか。 | 第17条第4項 | 第50条第1項 （第17条第4項準用） | 第50条第2項 （第17条第4項準用） | | ・受給者証写し ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 3 提供拒否の禁止 | 正当な理由がなく、指定居宅介護等の提供を拒んでいないか。 | 第18条 | 第50条第1項 （第18条準用） | 第50条第2項 （第18条準用） | | ・利用申込受付簿 |
| 適・否 | 4 連絡調整に対する協力 | 指定居宅介護等の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第19条 | 第50条第1項 （第19条準用） | 第50条第2項 （第19条準用） | | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 5 サービス提供困難時の対応 | 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護等を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護等事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第20条 | 第50条第1項 （第20条準用） | 第50条第2項 （第20条準用） | | ・利用申込受付簿 ・紹介等の記録 |
| 適・否 | 6 受給資格の確認 | 指定居宅介護等の提供を求められた場合は、その者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第21条 | 第50条第1項 （第21条準用） | 第50条第2項 （第21条準用） | | ・受給者証写し |
| 適・否 | 7 介護給付費の支給の申請に係る援助 | ⑴　居宅介護等に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第22条第1項 | 第50条第1項 （第22条第1項準用） | 第50条第2項 （第22条第1項準用） | | ・利用申込受付簿 ・援助等の記録 |
| 適・否 | ⑵　居宅介護等に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第22条第2項 | 第50条第1項 （第22条第2項準用） | 第50条第2項 （第22条第2項準用） | | ・利用者に関する記録 ・援助等の記録 |
| 適・否 | 8 心身の状況等の把握 | 指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第23条 | 第50条第1項 （第23条準用） | 第50条第2項 （第23条準用） | | ・利用者に関する記録 |
| 適・否 | 9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | ⑴　指定居宅介護等の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第24条第1項 | 第50条第1項 （第24条第1項準用） | 第50条第2項 （第24条第1項準用） | | ・利用者に関する記録 ・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　指定居宅介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第24条第2項 | 第50条第1項 （第24条第2項準用） | 第50条第2項 （第24条第2項準用） | |
| 適・否 | 10 身分を証する書類の携行 | 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 第25条 | 第50条第1項 （第25条準用） | 第50条第2項 （第25条準用） | | ・身分証明書、名札等 ・就業規則 |
| 適・否 | 11 サービスの提供の記録 | ⑴　指定居宅介護等を提供したときは、当該指定居宅介護等の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護等の提供の都度記録しているか。 | 第26条第1項 | 第50条第1項 （第26条第1項準用） | 第50条第2項 （第26条第1項準用） | | ・サービス提供実績記録票  ・指定居宅介護等の提供の記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定による記録を行うときは、指定居宅介護等を提供したことについて、支給決定障害者等から確認を受けているか。 | 第26条第2項 | 第50条第1項 （第26条第2項準用） | 第50条第2項 （第26条第2項準用） | | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 12 利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | ⑴　指定居宅介護等を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第27条第1項 | 第50条第1項（第27条第1項準用） | 第50条第2項（第27条第1項準用） | | ・運営規程  ・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。  ただし、13の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。 | 第27条第2項 | 第50条第1項 （第27条第2項準用） | 第50条第2項 （第27条第2項準用） | | ・説明書類 ・同意に係る書類 |
| 適・否 | 13 利用者負担額等の受領 | ⑴　指定居宅介護等を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第28条第1項 | 第50条第1項 （第28条第1項準用） | 第50条第2項 （第28条第1項準用） | | ・利用者負担額請求書 ・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 第28条第2項 | 第50条第1項 （第28条第2項準用） | 第50条第2項 （第28条第2項準用） | |
| 適・否 | ⑶　⑴及び⑵に規定する額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。 | 第28条第3項 | 第50条第1項 （第28条第3項準用） | 第50条第2項 （第28条第3項準用） | | ・請求書 ・交通費の額がわかる書類  ・領収証控え |
| 適・否 | ⑷　⑴から⑶に規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者等に対し交付しているか。 | 第28条第4項 | 第50条第1項 （第28条第4項準用） | 第50条第2項 （第28条第4項準用） | | ・領収証控え |
| 適・否 | ⑸　⑶の規定によりその費用の支払を受けることができる指定居宅介護等の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該指定居宅介護等の内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得ているか。 | 第28条第5項 | 第50条第1項 （第28条第5項準用） | 第50条第2項 （第28条第5項準用） | | ・同意に係る書類等 ・説明書類 |
| 適・否 | 14 利用者負担額に係る管理 | 支給決定障害者等が同一の月に指定居宅介護等及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者等の依頼を受けたときは、当該指定居宅介護等及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護等及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。 　この場合において、利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第29条 | 第50条第1項 （第29条準用） | 第50条第2項 （第29条準用） | | ・利用者負担額合計額の算定書類 ・上限額管理結果票 ・支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | 15 介護給付費の額に係る通知等 | ⑴　法定代理受領により指定居宅介護等に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。 | 第30条第1項 | 第50条第1項 （第30条第1項準用） | 第50条第2項 （第30条第1項準用） | | ・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定居宅介護等に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 第30条第2項 | 第50条第1項 （第30条第2項準用） | 第50条第2項 （第30条第2項準用） | | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 16 基本取扱方針 | ⑴　指定居宅介護等は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。 | 第31条第1項 | 第50条第1項 （第31条第1項準用） | 第50条第2項 （第31条第1項準用） | | ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画 ・指定居宅介護等の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第31条第2項 | 第50条第1項 （第31条第2項準用） | 第50条第2項 （第31条第2項準用） | | ・質の評価の実施に関する記録 ・改善に関する記録 |
| 適・否 | 17 具体的取扱方針 | 従業者が提供する指定居宅介護等の方針は次に掲げるところとなっているか。  ①　指定居宅介護等の提供に当たっては、居宅介護等計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。  ②　指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。  ③　指定居宅介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定居宅介護等の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。  ④　指定居宅介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行っているか。  ⑤　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。 | 第32条 | 第50条第1項（第32条準用） | 第50条第2項（第32条準用） | | ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画  ・指定居宅介護等の提供に関する記録  ・説明書類 |
| 適・否 | 18 計画の作成 | ⑴　サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的な指定居宅介護等の内容等を記載した居宅介護等計画を作成しているか。 | 第33条第1項 | 第50条第1項 （第33条第1項準用） | 第50条第2項 （第33条第1項準用） | | ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画 |
| 適・否 | ⑵　サービス提供責任者は、居宅介護等計画等を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に、当該居宅介護等計画を記載した書面を交付しているか。 | 第33条第2項 | 第50条第1項 （第33条第2項準用） | 第50条第2項 （第33条第2項準用） | | ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画 ・説明書類 ・利用者等への交付の記録 |
| 適・否 | ⑶　サービス提供責任者は、⑴の居宅介護等計画の作成後においても、当該居宅介護等計画について、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。 | 第33条第3項 | 第50条第1項 （第33条第3項準用） | 第50条第2項 （第33条第3項準用） | | ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画  ・実施状況の確認に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　居宅介護等計画に変更のあった場合、⑴及び⑵に準じて取り扱っているか。 | 第33条第4項 | 第50条第1項 （第33条第4項準用） | 第50条第2項 （第33条第4項準用） | |
| 適・否 | 19 同居家族に対するサービス提供の禁止 | 従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護等の提供をさせていないか。 | 第34条 | 第50条第1項 （第34条準用） | 第50条第2項 （第34条準用） | | ・勤務表 ・指定居宅介護等の提供に関する記録  ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 20 緊急時等の対応 | 現に指定居宅介護等の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 第35条 | 第50条第1項 （第35条準用） | 第50条第2項 （第35条準用） | | ・指定居宅介護等の提供に関する記録 ・緊急時対応マニュアル等 |
| 適・否 | 21 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 指定居宅介護等を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。 | 第36条 | 第50条第1項 （第36条準用） | 第50条第2項 （第36条準用） | | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 22 管理者及びサービス提供責任者の責務 | ⑴　管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。 | 第37条第1項 | 第50条第1項 （第37条第1項準用） | 第50条第2項 （第37条第1項準用） | | ・組織図 ・業務分担表 ・職員会議録  ・業務マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　管理者は、事業所の従業者に「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第37条第2項 | 第50条第1項 （第37条第2項準用） | 第50条第2項 （第37条第2項準用） | |
| 適・否 | ⑶　サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の指定居宅介護等の内容の管理を行っているか。 | 第37条第3項 | 第50条第1項 （第37条第3項準用） | 第50条第2項 （第37条第3項準用） | | ・組織図 ・業務分担表  ・利用申込受付簿 ・指定居宅介護等の提供に関する記録  ・従業者に対する助言等の記録 |
| 適・否 | ⑷　サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | 第37条第4項 | 第50条第1項  （第37条第4項準用） | 第50条第2項  （第37条第4項準用） | | ・指定居宅介護等の提供に関する記録 |
| 適・否 | 23 運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　従業者の職種、員数及び職務の内容  ③　営業日及び営業時間  ④　指定居宅介護等の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額  ⑤　通常の事業の実施地域  ⑥　緊急時等における対応方法  ⑦　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑧　虐待の防止のための措置に関する事項  　　・　虐待防止委員会の設置等に関すること  ・　虐待の防止に関する担当者の選定  ・　成年後見制度の利用支援  ・　苦情解決体制の整備  ・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施等  ⑨　その他運営に関する重要事項 | 第38条 | 第50条第1項（第38条準用） | 第50条第2項（第38条準用） | | ・運営規程 |
| 適・否 | 24 介護等の総合的な提供 | 指定居宅介護等の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはないか。 | 第39条 | 第50条第1項 （第39条準用） | － | | ・運営規程 ・指定居宅介護等の提供に関する記録 ・広告、パンフレット等 |
| 適・否 | 25 勤務体制の確保等 | ⑴　利用者に対し、適切な指定居宅介護等を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 第40条第1項 | 第50条第1項 （第40条第1項準用） | 第50条第2項 （第40条第1項準用） | | ・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定居宅介護等を提供しているか。 | 第40条第2項 | 第50条第1項 （第40条第2項準用） | 第50条第2項 （第40条第2項準用） | | ・勤務表  ・出勤状況に関する書類等 ・雇用契約書 ・辞令書 ・賃金台帳 |
| 適・否 | ⑶　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第40条第3項 | 第50条第1項 （第40条第3項準用） | 第50条第2項 （第40条第3項準用） | | ・研修計画 ・研修資料等 ・研修報告書等 ・研修受講修了証明書 |
| 適・否 | ⑷　適切な指定居宅介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第40条第4項 | 第50条第1項 （第40条第4項準用） | 第50条第2項 （第40条第4項準用） | | ・倫理綱領、行動指針  ・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等 |
| 適・否 | 26 業務継続計画の策定等 | ⑴　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第40条の2第1項 | 第50条第1項 （第40条の2第1項準用） | 第50条第2項 （第40条の2第1項準用） | | ・業務継続計画  ・従業者に周知した記録  ・研修及び訓練の実施報告  ・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | ⑵　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施しているか。 | 第40条の2第2項 | 第50条第1項 （第40条の2第2項準用） | 第50条第2項 （第40条の2第2項準用） | |
| 適・否 | ⑶　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第40条の2第3項 | 第50条第1項 （第40条の2第3項準用） | 第50条第2項 （第40条の2第3項準用） | |
| 適・否 | 27 衛生管理等 | ⑴　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 第41条第1項 | 第50条第1項 （第41条第1項準用） | 第50条第2項 （第41条第1項準用） | | ・従業者の健康管理に関する記録 ・衛生マニュアル等 ・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑵　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 第41条第2項 | 第50条第1項 （第41条第2項準用） | 第50条第2項 （第41条第2項準用） | |
| 適・否 | ⑶　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  ①　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（6か月に1回以上）に開催するとともに、従業者に周知徹底を図ること。  ②　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  ③　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第41条第3項 | 第50条第1項  （第41条第3項準用） | 第50条第2項  （第41条第3項準用） | | ・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状  ・委員会の記録  ・従業者に周知した記録  ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修及び訓練の実施報告 |
| 適・否 | 28 掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  　ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第42条第1項及び第2項 | 第50条第1項 （第42条第1項及び第2項準用） | 第50条第2項 （第42条第1項及び第2項準用） | | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 29 身体拘束等の禁止 | ⑴　指定居宅介護等の提供に当たっては、身体拘束等を行っていないか。  ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではない。 | 第42条の2第1項 | 第50条第1項 （第42条の2第1項準用） | 第50条第2項 （第42条の2第1項準用） | | ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画  ・身体拘束等が行われた場合の記録  ・委員会の設置に関する規程  ・委員名簿、委嘱状  ・委員会の記録  ・従業者に周知した記録  ・身体拘束等の適正化のための指針  ・研修実施報告 |
| 適・否 | ⑵　⑴のただし書により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第42条の2第2項 | 第50条第1項 （第42条の2第2項準用） | 第50条第2項 （第42条の2第2項準用） | |
| 適・否 | ⑶　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第42条の2第3項 | 第50条第1項 （第42条の2第3項準用） | 第50条第2項 （第42条の2第3項準用） | |
| 適・否 | 30 秘密保持等 | ⑴　事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第43条第1項 | 第50条第1項 （第43条第1項準用） | 第50条第2項 （第43条第1項準用） | | ・就業規則 ・就業時の取り決め等 ・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | ⑵　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第43条第2項 | 第50条第1項 （第43条第2項準用） | 第50条第2項 （第43条第2項準用） | |
| 適・否 | ⑶　他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第43条第3項 | 第50条第1項（第43条第3項準用） | 第50条第2項（第43条第3項準用） | | ・情報提供に係る同意書 |
| 適・否 | 31 情報の提供等 | ⑴　指定居宅介護等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第44条第1項 | 第50条第1項 （第44条第1項準用） | 第50条第2項 （第44条第1項準用） | | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等 ・情報開示の手順等に関する規定 ・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | ⑵　その実施する事業について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 第44条第2項 | 第50条第1項 （第44条第2項準用） | 第50条第2項 （第44条第2項準用） | |
| 適・否 | 32 利益供与等の禁止 | ⑴　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第45条第1項 | 第50条第1項 （第45条第1項準用） | 第50条第2項 （第45条第1項準用） | | ・就業規則 ・就業時の取り決め等 ・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第45条第2項 | 第50条第1項 （第45条第2項準用） | 第50条第2項 （第45条第2項準用） | |
| 適・否 | 33 苦情解決 | ⑴　その提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第46条第1項 | 第50条第1項 （第46条第1項準用） | 第50条第2項 （第46条第1項準用） | | ・苦情相談体制図 ・苦情解決手順書 ・説明書類 ・掲示物 ・パンフレット |
| 適・否 | ⑵　⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第46条第2項 | 第50条第1項 （第46条第2項準用） | 第50条第2項 （第46条第2項準用） | | ・苦情の記録 ・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | ⑶　その提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第46条第3項 | 第50条第1項 （第46条第3項準用） | 第50条第2項 （第46条第3項準用） | | ・本市からの指導、助言等の通知 ・改善報告等の控え ・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　その提供した指定居宅介護等に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定居宅介護等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第46条第4項 | 第50条第1項 （第46条第4項準用） | 第50条第2項 （第46条第4項準用） | |
| 適・否 | ⑸　その提供した指定居宅介護等に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第46条第5項 | 第50条第1項 （第46条第5項準用） | 第50条第2項 （第46条第5項準用） | |
| 適・否 | ⑹　本市又は市長からの求めがあった場合には、⑶から⑸までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第46条第6項 | 第50条第1項 （第46条第6項準用） | 第50条第2項 （第46条第6項準用） | | ・本市等に対する改善報告等の控え |
| 適・否 | ⑺　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第46条第7項 | 第50条第1項（第46条第7項準用） | 第50条第2項（第46条第7項準用） | | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 34 事故発生時の対応 | ⑴　利用者に対する指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第47条第1項 | 第50条第1項 （第47条第1項準用） | 第50条第2項 （第47条第1項準用） | | ・事故に関する記録 ・事故対応マニュアル等 ・事故等発生状況報告書 ・業務日誌 ・ヒヤリ・ハット報告書 |
| 適・否 | ⑵　事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第47条第2項 | 第50条第1項 （第47条第2項準用） | 第50条第2項 （第47条第2項準用） | |
| 適・否 | ⑶　利用者に対する指定居宅介護等の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第47条第3項 | 第50条第1項 （第47条第3項準用） | 第50条第2項 （第47条第3項準用） | | ・事故に関する記録 ・損害賠償に関する記録  ・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 35 虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  　①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  　②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。  　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 第47条の2 | 第50条第1項 （第47条の2準用） | 第50条第2項 （第47条の2準用） | | ・発令簿 ・事務分掌 ・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状  ・委員会の記録  ・研修資料等 ・研修報告書等  ・研修会開催記録  ・倫理綱領、行動指針 ・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 36 会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護等の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。 | 第48条 | 第50条第1項 （第48条準用） | 第50条第2項 （第48条準用） | | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 37 記録の整備 | ⑴　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第49条第1項 | 第50条第1項 （第49条第1項準用） | 第50条第2項 （第49条第1項準用） | | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。  ①　居宅介護等計画 ②　指定居宅介護等の提供の記録 ③　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録 ④　身体拘束等の記録 ⑤　苦情の内容等の記録 ⑥　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第49条第2項 | 第50条第1項 （第49条第2項準用） | 第50条第2項 （第49条第2項準用） | | ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画  ・指定居宅介護等の提供の記録 ・本市への通知に係る記録  ・身体拘束等の記録  ・苦情の内容等の記録 ・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記2⑴及び6を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。  また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。  ※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 | | | |  |
| **第5　変更の届出等（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** | | | | | | | |
| 適・否 |  | ⑴　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。  注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで  ※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。  ※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）  ※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1か月前までに本市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第1項 | | | | ・届出書等控え |
| 適・否 | ⑵　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第46条第2項 | | | |
| **第6　介護給付費の算定及び取扱い（告示：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523 号））** | | | | | | | |
| 適・否 | 1 基本事項 | ⑴　指定居宅介護等に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額を算定しているか。  ただし、その額が現に当該指定居宅介護等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護等に要した費用の額となっているか。 | 告示1及び法第29条第3項第1号 | | | | ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により、指定居宅介護等に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 告示2 | | | |
| 適・否 | 2 居宅介護サービス費 | ⑴　居宅における身体介護が中心である場合、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合及び通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、区分1以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合とする。⑶において同じ。）に該当する利用者に対して、事業所の従業者が指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の1の注1 | － | － | － | ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書  ・サ－ビス提供実績記録票 ・居宅介護計画 ・指定居宅介護の提供に関する記録  ・職員名簿  ・雇用契約書  ・勤務表  ・出勤状況に関する書類  ・資格等を証明する書類  ・研修受講修了証明書等 |
| 適・否 | ⑵　通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ①　区分2以上に該当していること。  ②　平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（以下「区分命令」っという。）の別表第一における次のアからオまでに掲げる項目のいずれかについて、それぞれアからオまでに掲げる状態のいずれか1つに認定されていること。  ア　歩行「全面的な支援が必要」  イ　移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  ウ　移動「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  エ　排尿「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  オ　排便「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 | 告示別表第1の1の注2 | － | － | － |
| 適・否 | ⑶　家事援助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（家族等）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。⑺において同じ。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の1の注3 | － | － | － |
| 適・否 | ⑷　居宅介護従業者が、指定居宅介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の1の注4 | － | － | － |
| 適・否 | ⑸　居宅における身体介護が中心である場合については、介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者及び介護職員初任者研修修了者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 　ただし、次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。  ①　障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者及び旧法居宅介護事業実務経験者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護を行った場合  所定単位数の100分の70に相当する単位数  ②　重度訪問介護研修修了者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護を行った場合　次のア又はイに掲げる所要時間に応じ、それぞれア又はイに掲げる単位数  ア　所要時間3時間未満の場合  告示別表「介護給付費等単位数表」第2の1に規定する所定単位  　　　数  イ　所要時間3時間以上の場合  638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数 | 告示別表第1の1の注5 | － | － | － |
| 適・否 | ⑹　通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者及び介護職員初任者研修課程修了者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ただし、次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。  ①　障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者、旧法居宅介護事業実務経験者及び旧外出介護研修修了者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合  所定単位数の100分の70に相当する単位数  ②　重度訪問介護研修修了者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合次のア又はイに掲げる所要時間に応じ、それぞれア又はイに掲げる単位数  ア　所要時間3時間未満の場合  告示別表「介護給付費等単位数表」の第2の1に規定する所定単位数  イ　所要時間3時間以上の場合  　　638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数 | 告示別表第1の1の注6 | － | － | － |  |
| 適・否 | ⑺　家事援助が中心である場合については、介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者及び介護職員初任者研修課程修了者が、家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ただし、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者、旧法居宅介護事業実務経験者及び重度訪問介護研修修了者が家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の1の注7 | － | － | － |
| 適・否 | ⑻　通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合については、介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者及び介護職員初任者研修課程修了者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 　ただし、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者、旧法居宅介護事業実務経験者、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の1の注8 | － | － | － |  |
| 適・否 | ⑼　通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。  ただし、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の1の注9 | － | － | － |
| 適・否 | （事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサ－ビスを行う場合） | ⑼-2 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の1の注9の2 | － | － | － |
| 適・否 | （2人の居宅介護従業者による場合） | ⑽　身体的理由、暴力行為等又はこれらに準ずると認められる利用者に対し、その利用者から同意を得て、同時に2人の居宅介護従業者が指定居宅介護を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の1の注10 | － | － | － |
| 適・否 | （夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合） | ⑾　夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に指定居宅介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定居宅介護を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | 告示別表第1の1の注11 | － | － | － |
| 適・否 | 3 重度訪問介護サービス費 | ⑴　居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下同じ。）時における移動中の介護を行った場合、次のいずれかに該当する障害支援区分4以上の利用者に対して、事業所の従業者（重度訪問介護従業者）が、居宅又は外出時において指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ①　次のいずれにも該当する者  ア　二肢以上に麻痺等があること。  イ　区分命令別表第1における次のａからｄまでに掲げる項目について、それぞれａからｄまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。  ａ　歩行　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  ｂ　移乗　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  ｃ　排尿　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  ｄ　排便　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  ②　障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者 | － | 告示別表第2の1の注1 | － | － | ・介護給付費請求書  ・介護給付費明細書  ・サ－ビス提供実績記録票  ・重度訪問介護計画  ・指定重度訪問介護の提供に関する記録  ・職員名簿  ・雇用契約書  ・勤務表  ・出勤状況に関する書類  ・資格等を証明する書類  ・研修受講修了証明書等 |
| 適・否 | ⑵　居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下同じ。）時における移動中の介護を行った場合、平成18年9月30日において現に日常生活支援の支給決定を受けている利用者のうち、次の①又は②のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定しているか。  ①　障害支援区分3以上に該当していること。  ②　日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の5の注1に規定する指定外出介護等の支給量の合計が125時間を超えていること。 | － | 告示別表第2の1の注2 | － | － |
| 適・否 | （90日以上利用減算） | ⑵－2　医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合、3－⑴－①、②に掲げる者であって、障害支援区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定しているか。  ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると本市が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定しているか。 | － | 告示別表第2の1の注2の2 | － | － |
| 適・否 |  | ⑶　指定重度訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の指定重度訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | － | 告示別表第2の1の注3 | － | － |
| 適・否 |  | ⑷　介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者、障害者居宅介護従業者基礎研修修了者、重度訪問介護従事者養成研修修了者、介護職員初任者研修課程修了者及び旧法居宅介護事業実務経験者が、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | － | 告示別表第2の1の注4 | － | － |
| 適・否 | （重度障害者の場合） | ⑸　介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者、障害者居宅介護従業者基礎研修修了者、重度訪問介護従事者養成研修修了者（基礎課程のみを除く）、介護職員初任者研修課程修了者及び旧法居宅介護事業実務経験者が、重度障害者等包括支援サービス対象者につき、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | － | 告示別表第2の1の注5 | － | － |
| 適・否 | （障害支援区分6に該当する者の場合） | ⑹　介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者、障害者居宅介護従業者基礎研修修了者、重度訪問介護従事者養成研修修了者（基礎課程のみを除く）、介護職員初任者研修課程修了者及び旧法居宅介護事業実務経験者が、障害支援区分6に該当する者につき、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | － | 告示別表第2の1の注6 | － | － |
| 適・否 | （2人の重度訪問介護従業者による場合） | ⑺　身体的理由、暴力行為等又はこれらに準ずると認められる利用者に対し、その利用者から同意を得て、同時に2人の重度訪問介護従業者が指定重度訪問介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき所定単位数を算定しているか。  ただし、2人の従業者により、重度訪問介護を行うことについて利用者の同意を得ており、かつ、利用者の支援に当たり事業所に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合であって、次の①又は②のいずれかに該当する場合、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。  ①　事業所が新規に採用した従業者が、区分6の利用者の支援に1年以上従事することが見込まれる場合  ②　事業所に勤務する従業者が、事業所において初めて介護給付費等単位数表第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある利用者の支援に従事する場合であって、当該利用者の支援に1年以上従事することが見込まれる場合 | － | 告示別表第2の1の注7 | － | － |
| 適・否 | （夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合） | ⑻　夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に指定重度訪問介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定重度訪問介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | － | 告示別表第2の1の注8 | － | － |
| 適・否 | 4 同行援護サービス費 | ⑴　平成18年厚生労働省告示543号「厚生労働大臣が定める基準」に定める別表第1に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である利用者に対して、事業所の従業者（同行援護従業者）が指定同行援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | － | － | 告示別表第3の1の注1 | － | ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書  ・サービス提供実績記録票 ・同行援護計画 ・指定同行援護の提供に関する記録  ・職員名簿  ・雇用契約書  ・勤務表  ・出勤状況に関する書類  ・資格等を証明する書類  ・研修受講修了証明書等 |
| 適・否 |  | ⑵　同行援護従業者が、指定同行援護を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画に位置付けられた内容の指定同行援護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | － | － | 告示別表第3の1の注2 | － |
| 適・否 | （基礎研修過程修了者等により行われる場合） | ⑶　同行援護従業者養成研修一般課程修了者、1年以上視覚障害児者の実務経験がある介護福祉士、居宅介護職員初任者研修修了者等、又は国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等が、指定同行援護を行った場合、所定単位数を算定しているか。  ただし、実際に盲ろう者の支援を行ったことがある者で、都道府県等が行う盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を修了した者、又は1年以上視覚障害児者の実務経験がある障害者居宅介護従事者基礎研修修了者等が行った指定同行援護については、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 | － | － | 告示別表第3の1の注3 | － |
| 適・否 | （盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合） | ⑷　同行援護従業者養成研修一般課程修了者、1年以上視覚障害児者の実務経験がある介護福祉士、居宅介護職員初任者研修修了者等であって、都道府県等が行う盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を修了した者、又は国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等が、両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの等に対して指定同行援護を行った場合所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | － | － | 告示別表第3の1の注4 | － |
| 適・否 | （障害支援区分3に該当する者の場合） | ⑷－2　障害支援区分3（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護を行った場合に、所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | － | － | 告示別表第3の1の注4の2 | － |
| 適・否 | （障害支援区分4以上に該当する者の場合） | ⑷-3　障害支援区分4（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護を行った場合に、所定単位数の100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | － | － | 告示別表第3の1の注4の3 | － |
| 適・否 | （2人の同行援護従業者による場合） | ⑸　身体的理由、暴力行為等又はこれらに準ずると認められる利用者に対し、その利用者から同意を得て、同時に2人の同行援護従業者が指定同行援護を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護につき所定単位数を算定しているか。 | － | － | 告示別表第3の1の注5 | － |
| 適・否 | （夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合） | ⑹　夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に指定同行援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定同行援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | － | － | 告示別表第3の1の注6 | － |
| 適・否 | 5 行動援護サ－ビス費 | ⑴　次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）にある利用者に対して、事業所の従業者（行動援護従業者）が指定行動援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ①　障害支援区分3以上に該当していること。  ②　障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者。 | － | － | － | 告示別表第4の1の注1 | ・介護給付費請求書  ・介護給付費明細書  ・サ－ビス提供実績記録票  ・行動援護計画  ・指定行動援護の提供に関する記録  ・支援計画シート  ・支援手順書  ・職員名簿  ・雇用契約書  ・勤務表  ・出勤状況に関する書類  ・資格等を証明する書類  ・研修受講修了証明書等 |
| 適・否 | ⑵　指定行動援護を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画及び支援計画シート等に位置付けられた内容の指定行動援護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | － | － | － | 告示別表第4の1の注2 |
| 適・否 | （支援計画シート等未作成減算） | ⑵－2　支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。 | － | － | － | 告示別表第4の1の注2の2 |
| 適・否 |  | ⑶　次の①又は②に該当する者が指定行動援護を行った場合に所定単位数を算定しているか。  ただし②の取扱いについては、令和9年3月31日までの間までとする。  ①　行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって、知的障害者(児)又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者  ②　令和3年3月31日において初任者研修課程修了者等であって、知的障害者(児)又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者 | － | － | － | 告示別表第4の1の注3 |
| 適・否 | （2人の行動援護従業者による場合） | ⑷　身体的理由、暴力行為等又はこれらに準ずると認められる利用者に対し、その利用者から同意を得て、同時に2人の行動援護従業者が指定行動援護を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護につき所定単位数を算定しているか。 | － | － | － | 告示別表第4の1の注4 |
| 適・否 |  | ⑸　行動援護サ－ビス費は、1日1回のみの算定となっているか。 | － | － | － | 告示別表第4の1の注5 |
| 適・否 | 6 他のサ－ビスとの関係 | 利用者が居宅介護、同行援護、行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、居宅介護、同行援護、行動援護サービス費を算定していないか。 | 告示別表第1の1の注20 | － | 告示別表第3の1の注11 | 告示別表第4の1の注11 |  |
| 適・否 |  | 利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間は、重度訪問介護サービス費を算定していないか。 | － | 告示別表第2の1の注17 | － | － |  |
| 適・否 | 7 特定事業所加算（居宅介護） | 以下の基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、指定居宅介護を行った場合にあっては、⑴から⑷に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数を加算しているか。  　ただし、⑴から⑷までを重複して算定することはできない。  ⑴　特定事業所加算（Ⅰ）  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　すべての居宅介護従業者（登録従業員を含む。）に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。  ②　次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。  ・　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。  ・　サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。  ③　すべての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。  ④　緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。  ⑤　新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。  ⑥　次のいずれかに該当すること。  ・　居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上  ・　居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従業者養成研修1級課程修了者の占める割合が100分の50以上  ・　前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち、常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上  ⑦　すべてのサービス提供責任者が次のいずれかに該当すること。  ・　3年以上の実務経験を有する介護福祉士  ・　5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者又は居宅介護従業者養成研修1級課程修了者  ⑧　1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。  ⑨　前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち、障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児等の占める割合が100分の30以上であること。 | 告示別表第1の1の注12 | － | － | － | ・介護給付費明細書  ・研修計画  ・研修実施記録  ・会議開催記録  ・健康診断結果  ・雇用契約書  ・資格証明書 |
| 適・否 | ⑵　特定事業所加算（Ⅱ）  　⑴の①から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、⑥又は⑦及び⑧のいずれかに適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　特定事業所加算（Ⅲ）  　⑴の①から⑤まで及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑷　特定事業所加算（Ⅳ）  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ・　⑴の②から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  ・　すべてのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。  ・　配置することとされる常勤のサービス提供責任者が2人以下であって、配置すべきサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。  ・　前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者の総数のうち、障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び重症心身障害児等の占める割合が100分の50以上であること。 |
| 適・否 | （重度訪問介護） | 以下の基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、指定重度訪問介護を行った場合にあっては、⑴から⑶に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数を加算しているか。  　ただし、⑴から⑶までを重複して算定することはできない。  ⑴　特定事業所加算（Ⅰ）  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　すべての指定重度訪問介護従業者（登録従業員を含む。）に対し、重度訪問介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。  ②　次に掲げる基準に従い、指定重度訪問介護が行われていること。  ・　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達若しくは重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。  ・　サービス提供責任者が、当該利用者を担当する重度訪問介護従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、変更があった場合も同様に伝達を行っていること。  ③　すべての重度訪問介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。  ④　緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。  ⑤　新規に採用したすべての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。  ⑥　常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。  ⑦　次のいずれかに該当すること。  ・　重度訪問介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上  ・　居宅介護等従業者の総数のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修過程修了者及び居宅介護従業者養成研修1級課程修了者の占める割合が100分の50以上  ・　前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護のサービス提供時間のうち、常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上  ⑧　すべてのサービス提供責任者が次のいずれかに該当すること。  ・　3年以上の実務経験を有する介護福祉士  ・　5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、重度訪問介護従業者  ・ 重度訪問介護従業者として6,000時間以上の実務経験を有する者  ⑨　1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。  ⑩　前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。 | － | 告示別表第2の1の注9 | － | － | ・介護給付費明細書  ・研修計画  ・研修実施記録  ・会議開催記録  ・健康診断結果  ・雇用契約書  ・資格証明書 |
| 適・否 | ⑵　特定事業所加算（Ⅱ）  　⑴の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、⑦又は⑧及び⑨のいずれかに適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　特定事業所加算（Ⅲ）  ⑴の①から⑥まで及び⑩に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | （同行援護） | 以下の基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、指定同行援護を行った場合にあっては、⑴から⑷に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数を加算しているか。  　ただし、⑴から⑷までを重複して算定することはできない。  ⑴　特定事業所加算（Ⅰ）  　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　すべての同行援護従業者（登録従業員を含む。）に対し、同行援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。  ②　次に掲げる基準に従い、指定同行援護が行われていること。  ・　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は同行援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。  ・　サービス提供責任者が、当該利用者を担当する同行援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する同行援護従業者から適宜報告を受けること。  ③　すべての同行援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。  ④　緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。  ⑤　新規に採用したすべての同行援護事業者に対し、熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施していること。  ⑥　次のいずれかに該当すること。  ・　同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上  ・　同行援護従業者の総数のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従業者養成研修1級課程修了者の占める割合が100分の50以上  ・　前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち、常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上  ・　同行援護従業者の総数のうち、同行援護従業者養成研修の課程を終了した者及び国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等の占める割合が100分の30以上  ・　同行援護従業者の総数のうち、視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものの占める割合が100分の20以上  ⑦　すべてのサービス提供責任者が次のいずれかに該当すること。  ・　3年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等  ・　5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者又は居宅介護従業者養成研修1級課程修了者  ⑧　1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。  ⑨　前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定同行援護の利用者（障害児を除く）の総数のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。 | － | － | 告示別表第3の1の注7 | － | ・介護給付費明細書 ・研修計画 ・研修実施記録 ・会議開催記録 ・健康診断結果 ・雇用契約書 ・資格証明書 |
| 適・否 | ⑵　特定事業所加算（Ⅱ）  ⑴の①から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、⑥又は⑦及び⑧のいずれかに適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　特定事業所加算（Ⅲ）  　⑴の①から⑤まで及び⑨に掲げる基準のいずれかにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑷　特定事業所加算（Ⅳ）  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ・　⑴の②から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  ・　すべてのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。  ・　配置することとされる常勤のサービス提供責任者が2人以下であって、配置すべきサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。  ・　前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定同行援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。 |
| 適・否 | （行動援護） | 以下の基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、指定行動援護を行った場合にあっては、⑴から⑷に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数を加算しているか。  　ただし、⑴から⑷までを重複して算定することはできない。  ⑴　特定事業所加算（Ⅰ）  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　すべての行動援護従業者（登録従業員を含む。）に対し、行動援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。  ②　次に掲げる基準に従い、指定行動援護が行われていること。  ・　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は行動援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。  ・　サービス提供責任者が、行動援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する行動援護従業者から適宜報告を受けること。  ・　サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。  ③　すべての行動援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。  ④　緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。  ⑤　新規に採用したすべての行動援護従業者に対し、熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施していること。  ⑥　次のいずれかに該当すること。  ・　行動援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上  ・　行動援護従業者の総数のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従業者養成研修1級課程修了者の占める割合が100分の50以上  ・　前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定行動援護のサービス提供時間のうち、常勤の行動援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上  ⑦　すべてのサービス提供責任者が次のいずれかに該当すること。  ・　3年以上の実務経験を有する介護福祉士  ・　5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者又は居宅介護従業者養成研修1級課程修了者  ・　当該事業所のサービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材養成研修修了者  ⑧　1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。  ⑨　前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定行動援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち、障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が100分の30以上であること。 | － | － | － | 告示別表第4の1の注6 | ・介護給付費明細書  ・研修計画  ・研修実施記録  ・会議開催記録  ・健康診断結果  ・雇用契約書  ・資格証明書 |
| 適・否 | ⑵　特定事業所加算（Ⅱ）  　⑴の①から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、⑥又は⑦及び⑧のいずれかに適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　特定事業所加算（Ⅲ）  　⑴の①から⑤まで及び⑨に掲げる基準のいずれかにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑷　特定事業所加算（Ⅳ）  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ・　⑴の②から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  ・　すべてのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。  ・　配置することとされる常勤のサービス提供責任者が2人以下であって、配置すべきサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。  ・　前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。 |
| 適・否 | 8 特別地域加算 | 以下の地域に居住している利用者に対して、事業所の従業者が居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ①　離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域  　②　奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島  　③　豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯  　④　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地  　⑤　山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村  ⑥　小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸  　島  　⑦　半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域  　⑧　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域  　⑨　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域  　⑩　沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島 | 告示別表第1の1の注13 | 告示別表第2の1の注10 | 告示別表第3の1の注8 | 告示別表第4の1の注7 |  |
| 適・否 | 9 緊急時対応加算 | 利用者又はその家族等からの要請に基づき、事業所のサービス提供責任者が居宅介護等計画の変更を行い、当該事業所の居宅介護等従業者が当該利用者の居宅介護等計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。 | 告示別表第1の1の注14 | 告示別表第2の1の注11 | 告示別表第3の1の注9 | 告示別表第4の1の注8 | ・介護給付費明細書  ・サービス提供実績記録票 ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画 ・指定居宅介護等の提供に関する記録  ・運営規程 |
| 適・否 | 以下のいずれにも該当する場合、更に1回につき所定単位数に50単位を加算しているか。  ⑴　運営規程において、事業所が本市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。  ⑵　事業所の従業者のうち、本市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。 | 告示別表第1の1の注15 | 告示別表第2の1の注12 | 告示別表第3の1の注10 | 告示別表第4の1の注9 |
| 適・否 | 10　情報公表未報告減算 | 情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 告示別表第1の1の注16 | 告示別表第2の1の注13 | 告示別表第3の1の注11 | 告示別表第4の1の注10 | ・情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告 |
| 適・否 | 11　業務継続計画未策定減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  ただし、令和7年3月31日までの間は減算しない。  ①　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。  ②　当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 | 告示別表第1の1の注17 | 告示別表第2の1の注14 | 告示別表第3の1の注12 | 告示別表第4の1の注11 | ・業務継続計画  ・従業者に周知した記録  ・研修及び訓練の実施報告  ・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | 12 身体拘束廃止未実施減算 | 次のいずれかに該当する場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  　①　やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合。  　②　次に掲げる措置を講じていない場合。  ア　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  イ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ウ　身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 告示別表第1の1の注18 | 告示別表第2の1の注15 | 告示別表第3の1の注13 | 告示別表第4の1の注12 | ・介護給付費明細書  ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画  ・身体拘束が行われた場合の記録  ・委員会の設置に関する規程  ・委員名簿、委嘱状  ・委員会の記録  ・従業者に周知した記録  ・身体拘束等の適正化のための指針  ・研修実施報告 |
| 適・否 | 13虐待防止措置未実施減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  ①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 告示別表第1の1の注19 | 告示別表第2の1の注16 | 告示別表第3の1の注14 | 告示別表第4の1の注13 | ・発令簿  ・事務分掌  ・委員会の設置に関する規程  ・委員名簿、委嘱状  ・研修資料等  ・研修報告書等  ・研修会開催記録  ・倫理綱領、行動指針  ・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 14 移動介護加算 | ⑴　利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。 | － | 告示別表第2の2の注1 | － | － | ・介護給付費明細書  ・サービス提供実績記録票  ・重度訪問介護計画  ・指定重度訪問介護の提供に関する記録 |
| 適・否 | （2人の重度訪問介護従業者による場合） | ⑵　身体的理由、暴力行為等又はこれらに準ずると認められる利用者に対し、その利用者から同意を得て、同時に2人の重度訪問介護従業者が利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算しているか。  ただし、2人の従業者により、重度訪問介護を行うことについて利用者の同意を得ており、かつ、利用者への支援に当たり事業所に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合であって、次の①又は②のいずれかに該当する場合、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。  ①　事業所が新規に採用した従業者が、区分6の利用者の支援に1年以上従事することが見込まれる場合  ②　事業所に勤務する従業者が、事業所において初めて介護給付費等単位数表第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある利用者の支援に従事する場合であって、当該利用者の支援に1年以上従事することが見込まれる場合 | － | 告示別表第2の2の注2 | － | － |
| 適・否 | 15 移動介護緊急時支援加算 | 重度訪問介護従業者が、利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行する場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 | － | 告示別表第2の2の2 | － | － |
| 適・否 | 16 初回加算 | 新規に居宅介護等計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該事業所のその他の居宅介護等従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサ－ビス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の2の注 | 告示別表第2の3の注 | 告示別表第3の2の注 | 告示別表第4の2の注 | ・介護給付費明細書  ・サービス提供実績記録票  ・指定居宅介護等の提供に関する記録 |
| 適・否 | 17 利用者負担上限額管理加算 | 利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の3の注 | 告示別表第2の4の注 | 告示別表第3の3の注 | 告示別表第4の3の注 | ・介護給付費明細書 ・受給者証写し ・利用者負担上限額管理結果票 |
| 適・否 | 18 喀痰吸引等支援体制加算 | 事業所において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位を加算しているか。  ただし、特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定していないか。 | 告示別表第1の4の注 | － | 告示別表第3の4の注 | 告示別表第4の4の注 | ・介護給付費明細書  ・居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護）計画  ・指定居宅介護等の提供に関する記録  ・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類  ・認定特定行為業務従事者認定証関係書類 |
| 適・否 | 事業所において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位を加算しているか。  　ただし、病院等に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合又は特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定していないか。 | － | 告示別表第2の5の注 | － | － |
| 適・否 | 19 福祉専門職員等連携加算 | サービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師その他の国家資格を有する者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護を行ったときは、初回の指定居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の4の2の注 | － | － | － | ・介護給付費明細書  ・サービス提供実績記録票 ・居宅介護計画 ・指定居宅介護の提供に関する記録 |
| 適・否 | 20 行動障害支援連携加算 | サービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書を作成した者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護を行ったときは、初回の指定重度訪問介護が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 | － | 告示別表第2の5の2の注 | － | － | ・介護給付費明細書  ・サービス提供実績記録票 ・重度訪問介護計画 ・指定重度訪問介護の提供に関する記録 |
| 適・否 | 21入院時支援連携加算 | 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所に入院する前から指定重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | － | 告示別表第2の5の3の注 | － | － | ・病院又は診療所との調整に関する記録 |
| 適・否 | 22 行動障害支援指導連携加算 | 支援計画シート等を作成した者が、事業所のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上で必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月（翌月に移行をすることが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等であるときにあっては、移行をする日が属する月の前月）につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 | － | － | － | 告示別表第4の4の2の注 | ・介護給付費明細書  ・サービス提供実績記録票 ・行動援護計画 ・指定行動援護の提供に関する記録 ・指導、助言に関する記録 |
| 適・否 | 23 福祉･  介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）  ～（Ⅴ） | （※⑸～⒅は令和7年3月31日までの適用とする。）  指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の⑴から⒅までに掲げる加算を算定しているか。  　ただし、次の⑴から⒅までのいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の⑴から⒅までのその他の加算は算定しない。 | 告示別表第1の5の注 | 告示別表第2の6の注 | 告示別表第3の5の注 | 告示別表第4の5の注 | ・介護給付費明細書 ・福祉・介護職員等処遇改善計画書  ・福祉・介護職員等処遇改善実績報告書 ・賃金を改善したことが分かる書類 ・職員に周知した記録 ・労働保険料の領収証 ・研修計画 ・研修実施記録  ・処遇改善の内容について公表していることが分かるもの |
| 適・否 | ⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  ア　当該事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。（※令和7年3月31日までは適用しない。）  イ　当該事業所において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後（※令和7年3月31日までは、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後）の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。  ②　当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、市長に届け出ていること。  ③　福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。  ④　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所等の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。  ⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。  ⑥　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。  ⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ア　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。  ウ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  エ　ウについて、全ての職員に周知していること。  オ　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。  カ　オの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。  ⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。  ⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。  ⑩　居宅介護等サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを届け出ていること。 |
| 適・否 | ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）  ⑴の①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）  　　⑴の①のア及び②から⑧までに掲げる基準に適合すること。 |
| 適・否 | ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）  ⑴の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　令和6年5月31日において現に障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の介護給付費等単位数表（以下「旧介護給付費等単位数表」という。）の居宅介護等サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護等サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。  ②　⑴の①のイ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護等サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。  ②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護等サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。  ②　⑴の①のイ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護等サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。  ②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護等サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。  ②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護等サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。  ②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護等サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。  ②　⑴の①のイ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護等サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。  ②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護等サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。  ②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護等サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。  ②　⑴の①のイ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒂　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護等サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。  ②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⒃　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑿  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護等サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。  ②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒄　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒀  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護等サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。  ②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒅　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒁  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。  ②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| **第7　その他** | | | | | | | |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第１号  厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 | | | | ・本市への報告の書類 |